

国民年金のお知らせ

ハイサイ市民課
国民年金
グループ
TEL:861-6901
FAX:862-4564

学生のみなさん！知っていますか？

学生納付特例制度

経済的な理由により国民年金保険料の納付ができない学生を対象として、保険料納付を猶予する「学生納付特例制度」があります。この制度を申請して承認されると、保険料を納付していなくても、病気や事故での障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合、「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」の給付対象となります。(その他の要件で給付できない場合もあります。)



4月1日(火)より令和7年度分の申請ができるようになります!

来庁
不要

マイナンバーカードを利用してカンタン! 便利な電子申請!!

- 24時間365日、いつでも申請ができます!
- スマートフォンからでも申請できます!
- 処理状況も申請結果も、早めに確認できます!
- 市役所窓口への来庁不要なので、待ち時間を気にする必要はありません!



電子申請の詳しい手順は4ページへ!

来庁
不要

「学生納付特例申請のご案内」のハガキが届いた方は

送られてきたハガキに必要事項を記入して、返送してください。

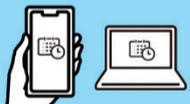
(ハガキを返送すれば、学生納付特例を申請したこととなり、再度市役所窓口で申請する必要はありません。)



窓口での申請をご希望の方は事前予約を!

ハイサイ市民課 国民年金グループでは、待ち時間を減らす取り組みとして、令和7年1月から窓口事前予約の実証実験を行っています。窓口でのお手続きをご希望の方は、予約サイトから事前予約のご協力をお願いします。

スマホ・PCで
簡単予約!



**オンライン予約は
コチラから!**

クリックして予約ページに進む



予約サイトQRコード



那覇市 年金 事前予約 検索

お電話でも予約できます! 那覇市ハイサイ市民課 国民年金グループ 098-861-6901

窓口での申請手続き

受付場所: 那覇市役所 ハイサイ市民課 国民年金グループ (本庁舎1階11番窓口)
受付開始: 令和7年4月1日(火) (ただし土日祝日を除く)
受付時間: 午前8時30分~午後5時15分
混雑が予想されますので、なるべく午後4時45分までに事前ご予約のうえお越しください。

手続きに必要なもの

- 学生証 (有効期限内のもの) または在学証明書 (令和7年4月1日以降発行のもので在学期間のわかるもの)
- 基礎年金番号がわかるもの (基礎年金番号通知カードまたは納付書等) またはマイナンバーがわかるもの (マイナンバーカードまたは通知カード)
- 大学・短期大学・高等学校・専門学校以外の各種学校の場合に、修業年限が1年以上である証明書が必要になることがあります。
- 本人確認ができるもの (顔写真付き書類1点または顔写真なし書類2点)
※申請内容によっては上記書類以外にも書類を提出していただく場合があります。

所得のある学生で、次の条件に該当する場合

- 令和5年12月31日から申請日までの間に仕事をやめた方で、離職票または雇用保険受給資格者証があればご用意ください。

※代理の方が申請する場合は、本人直筆の委任状が必要です!

※同一世帯でも委任状が必要です! 委任状について詳しくは2ページ!

- 『学生納付特例』の詳しい説明をいろいろな国の言葉で見ることができます。
- ほけんりょうをはらうのがむずかしいひとへ(がくせいのひと)『がくせいのうふとくれい』のくわしいせつめいをいろいろなくにこのことばでみることができます。
- Application for National Pension Contribution Special Payment System for Students. (国民年金保険料学生納付特例の申請について)

日本年金機構公式サイト



令和7年度 国民年金保険料

年額

210,120円

月額

17,510円

国民年金保険料は、自営業者や学生などの第1号被保険者が納める保険料で、年齢・所得・性別に関係なく定額です。

国民年金保険料は、日本年金機構から送付される納付書で、各金融機関、郵便局、コンビニエンスストア等の窓口で納められます。

また、口座振替やクレジットカード納付、電子納付(Pay-easy)、スマートフォンの決済アプリを使用した電子(キャッシュレス)決済での納付も利用できます。

国民年金保険料は、一定期間の保険料を前納(まとめて前払い)することができます。
前納すると割引が適用されます。

例① 納付書で1年分を前納

まとめて前払い

年額「**3,730円**」割引!!

例② 口座振替で早割

当月末振替

月額「**60円**」の割引!!

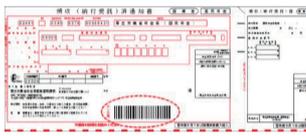
口座振替やクレジットカードでの1年前納(令和7年4月分～令和8年3月分)の申し込みは令和7年2月末で終了しています。ご了承ください。 国民年金保険料の前納 → 

決済アプリ(スマートフォン)でも納付できます!

国民年金保険料は、現金(納付書)払い、口座振替、クレジットカード、電子納付(Pay-easy)だけでなく、スマートフォンの決済アプリを使用した電子(キャッシュレス)決済で納付することができます。

ご利用に必要なもの

- 1 納付書
- 2 スマートフォン
- 3 決済アプリ



対象の決済アプリ(五十音順)

- AEON Pay (令和6年10月1日から対象)
- auPAY ● d払い ● PayB(※)
- PayPay ● LINE Pay ● 楽天ペイ

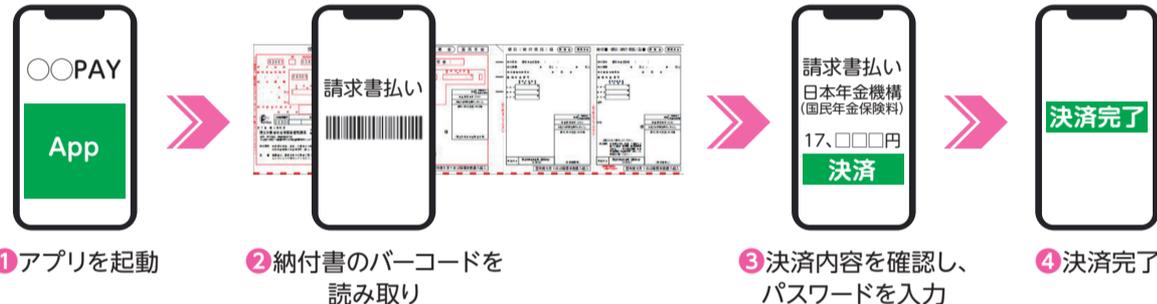


※PayBと提携している各金融機関が提供する決済アプリを含む。

詳細は、PayBのホームページ(<https://payb.jp/finance/>)をご確認ください。 → 

※PayPayマネーライトでは納付できませんので、ご注意ください。

決済アプリでの納付



- バーコードが印字されない納付書(30万円を超える金額の納付書および延滞金納付書)はスマホ決済ができません。
- 各決済アプリの操作方法や「ポイント」の付与・利用条件等については、ご利用の決済事業者にお問い合わせください。
- スマホ決済利用後の納付書は、コンビニ・金融機関等で使用しないようご注意ください。

付加保険料・・・月額400円で、受給額UP!!

国民年金第1号被保険者(及び任意加入者)の方は、毎月の保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めると、
[200円×付加保険料納付月数]で計算された金額が、生涯にわたって老齢基礎年金に加算されます。

例えば 10年納付した場合の納付額 400円×10年(120月) = 48,000円
1年間に上乗せされる加算額 200円×10年(120月) = 24,000円 ⇒ 2年間で合計48,000円

※2年以上受給すると、支払った付加保険料以上の年金を受給することになるため、大変お得です!

- 付加保険料の納付は、申し出のあった月分からになります。(※さかのぼって申し込むことはできません)
- 国民年金保険料を免除されている方は、ご利用できません。 ● 第2号・第3号被保険者、国民年金基金加入者等は、ご利用できません。



学生納付特例を代理の方が申請する場合は、本人直筆の委任状が必要です!

委任状の様式は、日本年金機構ホームページよりダウンロードできます。また、委任状は以下の事項を記載した任意の用紙でも有効です。

- 1 委任年月日(委任状を作成した年月日)
- 2 代理人の氏名
- 3 代理人の住所
- 4 本人との関係
- 5 本人の年金証書などに記載されている基礎年金番号
- 6 本人の氏名
- 7 本人の生年月日
- 8 本人の住所
- 9 本人の電話番号
- 10 委任する内容(例:国民年金への加入手続き、国民年金保険料の免除等について)

日本年金機構 委任状 検索 

QRコードからも委任状をダウンロードできます。

※年金加入履歴の記録の交付を委任する場合は、「代理人へ交付を希望」か「本人宛郵送」を記載してください。

その他の免除制度

産前産後期間の保険料免除制度

- 対象となる方: 国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方
- ※産前産後免除の対象となるのは、平成31年4月分以降の国民年金保険料です。
- ※産前産後期間と認められた期間は、保険料を納付したのものとして、老齢基礎年金の受給額に反映されます。
- ※出産予定日の6か月前から申請が可能です。出産前に申請される場合は親子健康手帳(母子手帳)が必要です。

国民年金保険料の法定免除制度

- 対象となる方: 生活保護法による生活扶助を受けている方や、障害基礎年金・障害厚生年金(1級・2級)を受けている方など

追納のススメ

学生納付特例や納付猶予が承認された期間は、年金の受給資格期間として計算されます(未納期間にはなりません)が、将来受け取る老齢基礎年金の受給額には反映されません。免除・納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間の保険料について、10年以内であれば、さかのぼって納めること(追納)により、老齢基礎年金の年金額を満額に近づけることができます。ただし、3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料の金額に経過した年数に応じた加算額が上乗せされます。

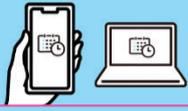
満額の老齢基礎年金を受けるために、学校を卒業して就職等により納付が可能になったら、追納することをおすすめします。

国民年金保険料の追納、学生納付特例の継続通知などについてのお問い合わせは 那覇年金事務所 ☎098-855-1111 (自動音声案内2⇒2) へお願いします。

窓口での申請をご希望の方は事前予約を!

ハイサイ市民課 国民年金グループでは、待ち時間を減らす取り組みとして、令和7年1月から窓口事前予約の実証実験を行っています。窓口でのお手続きをご希望の方は、予約サイトから事前予約のご協力をお願いします。

スマホ・PCで
簡単予約!



オンライン予約は コチラから!

クリックして予約ページに進む



予約サイトQRコード



那覇市 年金 事前予約 検索

お電話でも予約できます! 那覇市ハイサイ市民課 国民年金グループ 098-861-6901

国民年金からの給付

老齢基礎年金

令和7年度の年額

70歳以上の方 満額829,300円

69歳以下の方 満額831,700円

[20歳から60歳になるまでの40年間すべて保険料を納めた場合の金額]



老齢基礎年金は、原則として65歳から受給する年金で、**10年以上の受給資格期間**が必要です。国民年金保険料の納付・免除・納付猶予・学生納付特例を受けた期間、合算対象期間(海外に居住していた期間等)は、この10年の受給資格期間に算入されます。ただし、納付猶予・学生納付特例期間・合算対象期間(海外に居住していた期間等)は、受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金額の計算には反映されません。

納付と免除と未納 将来年金は受け取れる?

受け取れる金額は保険料納付期間や免除期間等によって異なります。

加入期間	0年	10年	20年	30年	40年
Aさんの場合		納付25年		未納15年	
Bさんの場合		納付6年 免除4年		未納30年	
Cさんの場合		免除10年		未納30年	
Dさんの場合		納付8年	(2年不足)	未納32年	

- … 受給資格期間が25年あるので、**年金が受け取れる!**
- … 受給資格期間が10年あるので、**年金が受け取れる!**
- … 受給資格期間が10年あるので、**年金が受け取れる!**
- … 受給資格期間が8年なので、**年金は受け取れない!**



※ただし、65歳まで(昭和40年4月1日以前に生まれた方は70歳まで)の間に任意加入し、10年に足りない期間分を納付して、受給資格期間が10年に達したときは年金を受け取ることができます。

障害基礎年金

令和7年度の年額

1級障害 70歳以上の方 1,036,625円

69歳以下の方 1,039,625円

2級障害 70歳以上の方 829,300円

69歳以下の方 831,700円

※障害者手帳の等級と障害年金の等級は、必ず一致するものではありません。



障害基礎年金は、国民年金加入中(または、60歳以上65歳未満で日本国内に住所のある期間、または20歳になる前)に初診日(初めて医師の診療を受けた日)のある病気やけがによって、国民年金法に定める障害等級の1級・2級に該当した場合に受け取ることができる年金です。受給には、一定の納付要件を満たす必要があります。(20歳前に初診日がある場合は納付要件不要)

納付要件について(次の①または②のどちらかひとつを満たしていることが必要)

① 3分の2要件

初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに保険料を納めた期間と免除期間、納付猶予期間、学生納付特例期間を合計した期間が加入期間の3分の2以上であること。

② 直近の1年間要件

(初診日が令和8年3月31日までにある場合の特例)

初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと。

遺族基礎年金

令和7年度の年額

70歳以上の方 1,068,600円

69歳以下の方 1,071,000円

[子が一人いる配偶者が受け取る場合の金額]



遺族基礎年金は、「国民年金加入中の方」、「国民年金に加入していた60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住所を有していた方」(いずれも一定の納付要件が必要)、または「保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合計した期間が25年以上ある方」が亡くなったときに、その方に生計を維持されていた「子のある配偶者」、または「子」に支給されます。

●子とは、18歳の誕生日を迎えた後の3月31日までの子、または国民年金法に定める障害等級の1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子です。

納付要件について(次の①または②のどちらかひとつを満たしていることが必要)

① 3分の2要件

亡くなった日の前日において、亡くなった日の属する月の前々月までに保険料を納めた期間と免除期間、納付猶予期間、学生納付特例期間を合計した期間が加入期間の3分の2以上であること。

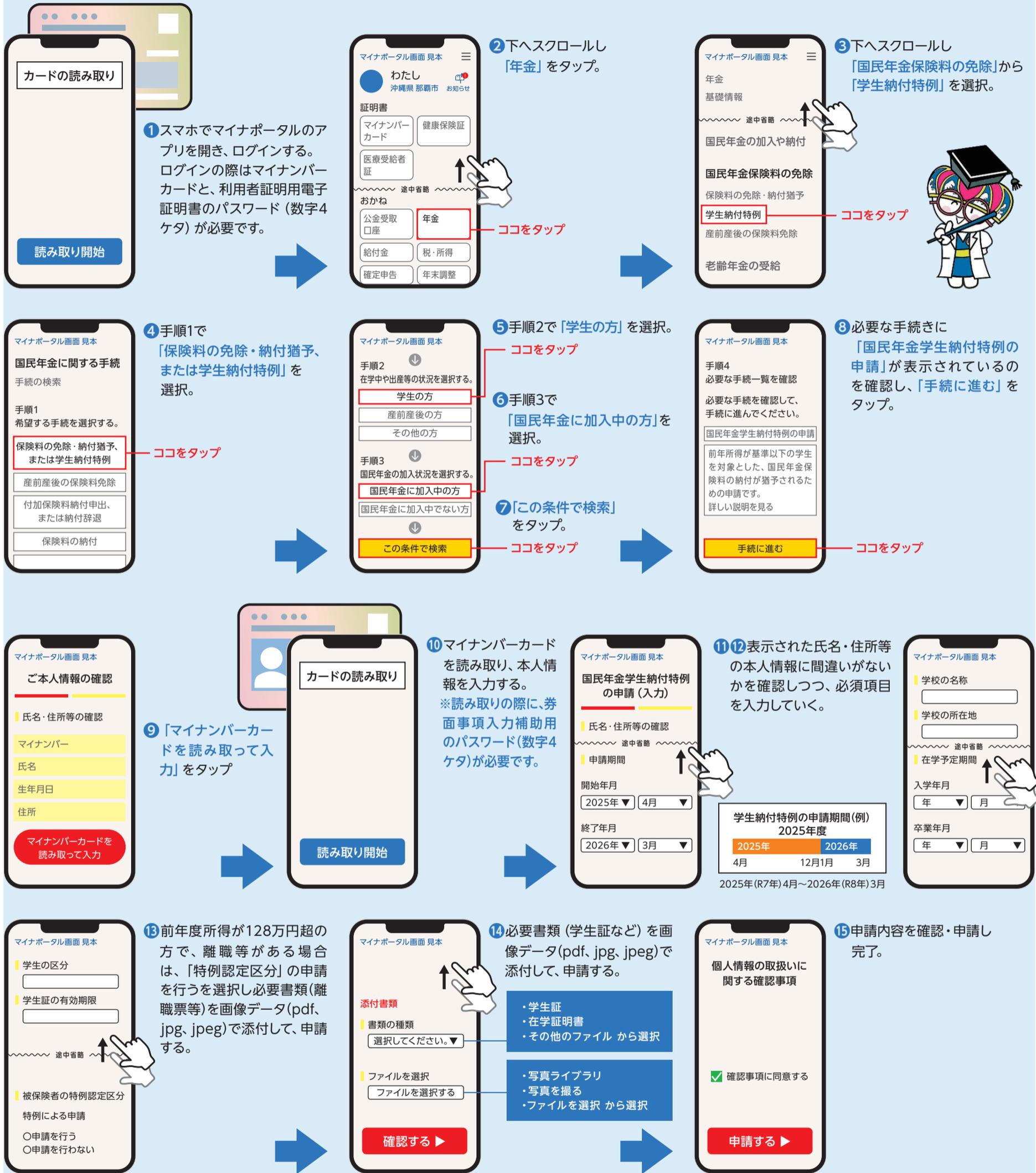
② 直近の1年間要件

(亡くなった日が令和8年3月31日までにある場合の特例)

亡くなった日の前日において、亡くなった日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと。

マイナンバーカードを使った学生納付特例申請 手順

用意するもの ①マイナンバーカード ②4ケタの暗証番号 ③学生証(有効期限内のもの)



※マイナポータル画面見本は令和7年3月時点での情報をもとに作成しました。実際の画面とは異なる箇所があります。ご了承ください。

マイナンバーカードを持っているけど、マイナポータルのご登録がまだの方は、こちらから <https://myna.go.jp/>



マイナポータル(電子申請)からできる手続き一覧

- 国民年金被保険者の資格取得(種別変更)の届出
- 学生納付特例申請
- 付加保険料納付(辞退)申出
- 産前産後免除該当届
- 付加保険料納付該当(非該当)届
- 口座振替納付(変更)申出兼還付金振込方法(変更)申出
- 国民年金保険料免除・納付猶予申請
- 口座振替辞退申出

日本年金機構
【スマホでカンタン手続き!】の動画もご参考に!
<https://www.youtube.com/watch?v=q7J93fNmlCs>

